

# 2023年度（令和5年度）第2回逗子市景観審議会 会議録

日時：2024年3月21日（木）

9時30分～12時

場所：市役所5階 第3会議室

## 議 題

### 1. 開 会

### 2. 議 題

#### 1) 景観啓発活動における報告

1. 「まちなみデザイン逗子」における普及啓発活動について

2. 市制70周年記念事業について

#### 2) 進行管理手法の検討

－地域特性等に応じた景観形成－

今年度完成物件の進行管理票について

#### 3) 今後の景観行政について

### 3. 閉 会

### 4. 旧本多家住宅現場見学

出席者 鈴木会長 水沼委員 菅委員 石渡委員 伊藤委員 小山委員  
杉山委員 田沼委員

事務局 石井環境都市部長 青柳次長 三澤課長 坂本副主幹 兼子主事

傍聴者 0名

【三澤課長】 それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。これより令和5年度第2回景観審議会を開催いたします。

本日は、田邊委員が欠席という御連絡が入っております。あと、日高委員は多分遅れていらっしゃるのかなと思っておりますが、逗子市景観条例施行規則第27条第2項の規定により、過半数以上の出席があるため会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、審議会の開催に先立ち、会議の公開及び議事録の作成について御報告いたします。本日の会議も原則公開となっております。傍聴希望者がいる場合は入室を認めていますので、御了承ください。会議録については、反訳会議録を作成いたしますので、会議を録音させていただき、後日作成させていただきます。その後、ホームページ等で会議録を公開いたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、鈴木会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【鈴木会長】 皆さん、おはようございます。では、これより2023年度第2回逗子市景観審議会を始めさせていただきます。

早速、事務局から本日の議題について説明をお願いします。

【兼子主事】 それでは、本日の議題について説明します。お手元の次第にあるとおり、1. 景観啓発活動における報告、2. 進行管理手法の検討、3. 今後の景観行政についてとなります。審議終了後、旧本多家住宅現場見学を行います。

まず、議題1の景観啓発活動における報告について説明いたします。1としまして、まちなみデザイン逗子の普及啓発活動の報告を行います。12月にまち歩きイベントを実施しました。今回はその内容の一部を報告させていただきます。

まずは、庁舎前でコースとまちなみデザイン逗子について説明をしました。市庁舎をスタートして銀座通り商店街、住宅街、逗子海岸、旧脇村邸をゴールとするコースです。まち歩きの中で、逗子市景観資産、逗子市景観賞といった自然や文化などの地域資源を再認識することに加え、現在の街並みの形成過程を知ることを目的としました。

こちらは、亀ヶ岡八幡宮において逗子で育ったという世話人の方、御年配の方なんですけれども、当時からの街並みの変遷などについて話を聞いている様子となります。

こちらは、市の広報係が収集と公開している逗子フォトという昔の写真資料となります。今

回はこの一部を各ポイントで提示し、説明を行いました。銀座通り商店街は、昭和30年代頃、車両が対面通行だったんですが、その後、歩道ができ、アーケードが建築されていく様子が分かります。また、逗子海岸周辺では別荘建築について、またこの写真のとおり、当時の街並み景観について説明を行いました。

昭和40年代の丘陵部の住宅開発や海岸埋立て、それに伴う人口増加の件は、初めの世話人の方の説明の話にもあり、こちらはそのときに提示した写真となります。

このように、街並みの形成過程や地域資源を知ってもらった上で、参加者それぞれに逗子の魅力を発見してもらおうという構成にしました。

こちらは、マップを兼ねたまちなみデザイン逗子発見カードで、参加者への配付資料となります。ゴールの脇村邸では、発見したことをみんなで共有しました。この日は脇村邸の公開日で、来場者は142人でした。まち歩きイベントの報告は以上となります。

次は、9月のイベント時の逗子葉山高校で行われたワークショップの作品展示の様子です。今週末も逗子トモイクフェスティバルにおいて展示を予定しております。

次に、2として、実施予定の事業の報告です。来年度市制70周年記念事業として、逗子文化の会と協働で景観まちづくり推進を行います。その中で、まちなみデザイン逗子の普及啓発の一環として、再度実践認定箇所を募集し、認定を行っていきます。また、景観広報紙「瓦版」の普及も目的としており、このことに関するシンポジウムや展示イベントもこちらの日程で実施します。

以上で議題1の発表を終わります。

**【鈴木会長】** 御報告ありがとうございます。この議題1について、何か質問や御意見等あればお願いします。

よろしいでしょうか。ちなみに、来年の1月のシンポジウムを予定しているということですが、これは逗子文化の会と協働で実施するということなので、どちらかというともうそういう歴史にフォーカスを当てた形になるのでしょうか。

**【三澤課長】** 瓦版を協働発行、年4回続けておりますので、それが主体になるのかなとは思いますが。ただ、今後まちなみデザイン逗子の実践認定も進める中で、どういった方向性にするのかは共同で話し合っていて決めていきたいと思っていますので、現時点では未定ということですが。

**【鈴木会長】** 分かりました。よろしいでしょうか。

それでは、議題2に進みたいと思います。

**【兼子主事】** 議題2の進行管理手法の検討、地域特性に応じた景観形成について説明をします。

昨年度、景観計画推進プラン廃止となったため、本年度からは逗子市総合計画中期実施計画におけるこちらの①②③の3つの取組について、景観まちづくり全体の進行管理を行うこととしました。今年度の実施報告としましては、①地域特性に応じた景観形成に関しては、これから説明させていただき進行管理票を作成しました。②啓発活動については、5回実施しました。③苗木の配布は、シンボルツリー4件、生け垣2件を配布しました。

これからは、①の地域特性に応じた景観形成における進行管理の説明に移ります。前回の審議会の資料として御提示したのですが、こちらは条例案件の手続フローとなります。今回作成した本年度完成物件の進行管理票1から4は、竣工後、事務局が現場の見学を行い、景観審査委員会を経た景観配慮要望と全体的な考察を行うことで作成しました。今後、審議会においても適宜現場見学を行い、進行管理を行っていくイメージでいます。

案件の検討項目に関しては、前回の説明のとおり、審査時の資料の各項目において行います。こちらは建物本体、敷地内、建物周辺における項目の構成となります。案件ごとの景観配慮要望書に加え、全体の考察を各項目ごとに振り分けて行います。

それでは、実際に今年度完成物件の説明を行います。お手元の進行管理票①を御覧ください。ここでまず進行管理票の構成について説明させていただくと、1枚目の表は案件の概要と、下が特記事項となります。

次に、裏面に関しては、票の上から景観審査委員会における景観配慮要望事項、そしてその下がそれに対する事業者の回答、次に完成後の対応状況となり、最後にこの項目に関する事務局の考察となります。要望事項が多い場合は、このページが増えていきます。最後に、事務局の全体考察と審議会からの意見欄となります。

これから写真とともに案件説明を行いますので、①から④の進行管理表と併せて御覧ください。1番として、アージュ逗子となります。歴史的景観保全地区内の共同住宅となります。これ以降の案件に関しても、概要や特記事項の口頭での説明は省略させていただきますので、御了承ください。

こちらが沿道からの様子になります。この通りは、景観計画上の景観形成街路となります。

クロマツが新規に植樹された様子になります。主要なものは、こちら、沿道沿いのものと、あと河川側のこちら、2本が主要なものとなります。また、正面玄関においては、天然石調のタイルを採用し、歴史的景観に配慮した様子になります。

こちらは対岸からの景観となります。沿道側も含め、街並みとの連続性や水辺環境への配慮が見られます。こちらは①の進行管理票において4項目の景観配慮要望事項についての考察と、全体考察を行っております。

次に、2として、逗子1丁目メゾン共同住宅となります。資料は②となります。こちらは2方向からアプローチ可能で、こちらの写真がそれぞれのアプローチの風景となります。周辺景観の様子になります。こちらは進行管理票において1項目の景観配慮要望事項についての考察と全体考察を行っております。

次に、3として久木S邸共同住宅となります。資料は③となります。右の写真は、計画敷地と道路との高低差、道路の転落防止柵の様子になります。屋外階段の手すりの色を道路の転落防止柵の色と調和させるよう、配慮要望を出しました。そして敷地周辺の緑化の状況になります。こちらは、この件、進行管理票によって1項目の配慮要望事項についての考察と全面考察を行っております。

次に、最後、4番目として、ライトブルーセーリングクラブの寄宿舎となります。資料は4となります。こちらは沿道からの建物の様子になります。建物周辺の状況です。条例改正前、つくる条例において緑被率20%が課された案件となります。

以上で説明を終わります。

**【鈴木会長】** ありがとうございます。昨年までは進行管理が非常に多岐にわたる様々な部署の景観に関連する業務について報告させていただいたんですが、それもなかなか、その場で説明されてもなかなか理解できないということもあったり、難しい進行管理だったんですが、本年度からは総合計画に位置づけられた中期実施計画の位置づけられたもの、ここだけはこの審議会の中で見ていただく。その中でも、特に景観の審査で扱った案件ですね、これで景観の誘導がしっかりできているかということについて御意見をいただくという形になったんです。そういう理解でよろしいですね。

**【三澤課長】** はい。

**【鈴木会長】** いかがでしょうか。審査にも関わっていらっしゃる水沼先生、コメントをいた

だけですか。

【水沼委員】 ここ、1件目のこのアージュ逗子の案件ですけれども、歴史的景観保全地区に位置する、隣地が登録有形文化財の住宅、逗子でも貴重な住宅があるという、逗子の中でも大変貴重な一角の開発ということで、現地も拝見させていただいて、どのようにこの景観が守られていくのかということ審議会でも…審査委員会でもかなり議論したのを…議論させていただきました。植栽について、クロマツを使い、実際にこちらの事務局のほうの考察など、あと事業者の話の中にも書いてありますが、高価で、なおかつ管理が大変ということで、それを今後どう推奨していくのかということに課題は残るかと思うんですけれども、隣地のクロマツも、ある程度残しながら、新たに植栽をし、大きな建物が建つということの中では、旗竿敷地の細分化された敷地の活用よりは、確かに事務局の考察のように、一定の敷地の環境、一帯の環境というのは守られたかなというのは、そのように思っています。

一方ですね、そもそもの話なんですけれども、このようなこの一帯、歴史的景観保全地区の大規模な別荘敷地が、このように全て集合住宅に転換していく、もしくは細切れの住宅地に転換していくというのを避けられない事態というのは、今後も続いていくと思うので、そのときにどのように敷地の中に、たしかここの緑地の近くに公園があるので、少しその公園の面積に対する何かありましたよね。それがここでは公園設置なし、蘆花記念公園が周辺にあるから。その辺はやはりまだ考慮の余地があるのかももう少し、この逗子の中での開発をぎりぎりの線で事業者もやることは分かっているんですけれども、やはり近くにあるからといって、そういう緑地、緑の面積を譲歩していいのかというのは、私の中ではやはり課題なのかなというふうには思っています。もう少しそれを担保することができればいいのかなというのは感想として持ちました。ただ、街並みにも調和しているし、特に川沿いの景観はすっきりとしたよい景観になっているように思いますので、ここまで事業者にもやってもらえたということは、一定の評価ができるのかなというふうに思っています。この案件について、以上です。

【鈴木会長】 事務局のほうから何かコメントありますか。調整は大変だったかとは思いますが。

【三澤課長】 比較的こちらの要望を理解して、聞き入れてくれた例なのかなというところでは、大変、評価したいなというところですね。あと、クロマツにつきまして、高価と書いてありますけど、1本100万円したということで、えっと驚いたら、そんなことも知らないで要望しているんですかって、言われてしまいました。（笑）そんなことがありましたけど。御指摘

のとおり、細分化だとか、全体としての緑の量というのは課題だとは思っているんですが、まあまあよかったんじゃないかなというような感想を持ちます。

【鈴木会長】 そのほか、はい、お願いします。

【石渡委員】 すみません、同じようなことなので申し訳ないんですけど、この要望書でね、池子石を使いなさいというような要望をしていますけど、その考察のほうにくると、これで池子石というのはなかなか手に入りにくいし、高価だよというようなこともあるから、また考察が必要ですよというようなことが書かれているんですが、実際に池子石というのは、今、採掘しているんですか。

【三澤課長】 私が知っている限りでは採掘してないですね。なので、もう手に入らないと。だから、手に入れようと思ったら、どこかで再利用を持ってくるしかないということだと思います。

【伊藤委員】 ですよ。今、ここのところの値段が分からないよ、想定できないよというように書いてあるので、そうするとね、こういう要望というのは、本当にしてもいいのかどうかというのがね、一つあるだろうと思うんです。

それともう一つ、この中で、まち並みですね、景観上ですね、最後の考察のところですが、共同住宅が建築されたほうがまち並み景観上効果的だと思われましてというふうに書いてあるんですが、市としてはこういう個人住宅じゃなくて、こういう住宅を推奨するというような受取りになるんですか。

【三澤課長】 住宅都市なので、戸建て住宅と集合住宅がバランスよく配置されることが都市計画上也望ましいんじゃないかなというように考えていますので、あくまでも集合住宅をどんどん進めるとか、そういったものというよりは、あくまでバランスをとりながらということになると思います。

【鈴木会長】 池子石に関しては、例えばその敷地の中で使われているものを再利用するとかですね、あるいはそれに類似するようなものに、なるべくしてほしいというような形で要望しています。ただ難しいのは、池子石の石積みで、ある程度の規模の、一定以上の規模の構造物を造ろうとすると、現在の法規に適合しないので、結果的に何かL字の擁壁を造って、その前に貼るみたいなことになってしまうと、再利用できるんだけど、ものすごいお金がかかるとか、そういった問題が生じるということはあると思います。ただ、部分的にせっかく残っていたものなの

で、部分的にあまり規模の大きくない形で再利用しているケースというのは、今までもたしかあったように思います。難しいですね。以前、何か池子石とか佐島石とかいうふうに言われている、こういったものが取り壊されて、なくなっていくという話があって、そういった石材バンクとかあったら本当はいいのにねというような、アイデアは出るんですけども、なかなかそれを実施するのは難しいというようなことはあると思います。

事務局から何かありますか。

【三澤課長】 いや、そこについては特にありません。

【田沼委員】 今の石の話なんですけど、鎌倉ですと、河川とかの改修時に、やはり昔から使われていたケースがあって、それを全部じゃないですけど、一部ストックして、今あったように再利用できるようになるとか、あるいは鎌倉で言うと鎌倉石という言い方をしますが、いわゆる砂岩系の凝灰岩、あと大谷石ですね。大谷石なんかも結構使っているケースが多いですから、そういうのを取り壊す際に、市に対してどうですかとあって、河川用地とかに一部置いているようなところがあれば、ちょっと置かせて、何かの機会にというようなことをやっているところはあるんですけど、今言ったように、逆に言うと積極的に利用できるかって、なかなか今度それも構造的なものと、それから今言ったように費用の問題、なかなか難しいというのは現実にあるみたいですね。

【小山委員】 マツのことなんですけど、1本100万したというお話だったんですけど、このマツが将来的にちゃんと根づいていくかという、隣地のシネマアミーゴのところの何本かあるマツが1本やっぱり真っ赤になって枯れたときに、それを伐採するだけでたしか故長島さん、50万、ものすごい金額がかかるというお話だったんですね。新築のときはこういうふうにいけれども、その後、多分、マンションの管理組合が居住者たちによって作成されて、それでやっていくと思うんですけど、どっちにしてもマツって手入れもものすごいかかるじゃないですか。いろいろお金がそれだけかかるものに対しての、この進行管理というのは、新築だけじゃなくて、その後もずっと縛りとしてあるものですかということ伺いたかったんです。

【三澤課長】 景観計画ですとか、あとは緑地のパーセンテージに位置づけてますので、基本的には引き継いでくださいというお話を、ずっとさせていただいていますが、じゃあそれが永遠に担保できるかという、それはなかなか正直難しいところがあるのかなというように考えています。



【小山委員】 特にあそこの物件は、住戸がそんなに多くないと思うので、1戸当たりの負担が高くなるので、なかなかマツというのは本当にいろんな意味でお金がかかるものだなというのはすごく思うので、難しいところもあるのかなとは思いますが。現実問題として、それに対して補助金とか、何らかの形で行政としてのバックアップがないと難しい部分があるんじゃないかしらというのは個人的に思いました。

【三澤課長】 そのお話はたびたびいただくんですが、行政としては何か補助金を出すような形というのは、正直難しいかなというところなので、なるべく維持管理しやすい木を推奨していくというところにとどまる。例えばすぐ枯れちゃう、塩害ですぐ枯れちゃうような木とか、そういったものは選ばないようにしましょうよとかと、そういうアドバイスはさせていただきますけど、それ以上は金銭的補助だとかというのは、現実的には難しい。

【小山委員】 緑化基金をつくるとか、そういう話もないというか、横浜だと緑税、何かありましたよね。そういうのが逗子は考えていらっしやらない。

【三澤課長】 みどり基金自体はあるんですが、それはあくまでも個人に対する補助とかではなくて、市全体の緑をどう指導していくかということで充てているということですので、個人に対しては申し訳ないですけど、ちょっと難しいです。

【田沼委員】 今の話って、まさしく景観の啓発の話だと思うんですよ。住んでいる方がやはり緑が大切だと思うのであれば、やはりそこはある程度自己投資していかなければいけないというようなために、こういう場があるのかなというふうにも思いたいので、クロマツ自体、今回これ、かなり枝振りがいいものを入れているから多分高いんだと思います。普通に苗木として見れば、普通のマツに比べたら高いとは思いますが、極端に高いものじゃないとは思いますが。これ見ると、かなり枝振りが、もうある程度作られているものだから、そこに高いものとして出ているかなという気はしますけど。ただ、確かに根づかせるまでの間のメンテナンスとか、それから育っていく過程でのメンテナンス、枝振りをよくしていくとかといえば、本当にお金かかっていく。でも、やはりそれが街並みをよくするんだという、住んでいる方にとってマンションの価値がそれで上がるんだとかということであれば、マンションとしてちゃんときっちり管理をしていけばいいのかなとは思いますが。そこはやはりそういうためのこの場とか、市民に対しての啓発というふうに考えていくほうがいいのかなという気がします。

【菅委員】 ちょっと前面道路ですね、屋敷通りですか、これについてお聞きしたいんですけど、ここだけじゃなくて、道路全体がヘビタマ道路ですよ。こっちに広がったり、こっちに広がったり。あれ、都市計画的に、何かこれはどういうふうに整備するという、何か決まりはあるんですか。都市計画決定しているわけでもなさそうだし。例えば、もっと西側のほうだと、マンションができて、かなりセットバックして、歩道も造ってあるし、それから全体がただの芝生みたいになっているところもあったり、それから全然そういうものがやってないところがあったり、ここの一帯、将来的にこの道路、どうなのかなというのは、僕はすごく疑問なんですね。例えば、ここに壁面後退線が何本か入ってますけども、将来的にこれ、4メートル道路がどうなっていくのかなと思っているのが1つ。そのときに、例えばこちらも多少セットバックするといったときに、今植えたマツの木は引っかかるんじゃないかなとか、その辺まで考慮して指導されているのか。そのあたりをちょっとお聞きしたいなと。

【三澤課長】 この道路に関しては、都市計画決定道路ではないので、将来的な拡幅というのは、事業予定としてはありません。そういう背景がある中で、景観計画上は歴史的景観保全地区の景観形成街路という街路に位置づけていて、歴史の道と屋敷通りという位置づけをさせていただいて、あくまでもガイドラインとして、この街路についてはある程度、壁面の位置を下げてくださいという調整にとどまっているというのが現実ということになります。

【菅委員】 そうすると、将来的に例えば歩道がつながるとかということはないわけですね。切れ切れに歩道があったりなかったりという感じがします。

【三澤課長】 ここについてはないですね。

【菅委員】 片側にあったり、反対側になっちゃったり、いろんな形になっているんだけど。

【水沼委員】 かつ対面通行ですしね。

【鈴木会長】 そうですね。かなり難しいところで、手前のこの場合、あれです。長島邸のところは、この手前に少し寄せている擁壁もありますし、黒門のところも、やっぱりその部分を下がってくださいというわけにもいかないんで、その部分は両側維持していくというのを前提に考えていただき、どうしても線型はスムーズにするというのは、現実的に難しいのかな。この手前の、名前忘れてしまいましたけれども。

【小山委員】 あの大きいマンション。

【三澤課長】 角のところの歩道があるマンションですよ。

【鈴木会長】　そうです。そういう場合にに応じて要望していて、例えばそちら側に例えば駐車場が配置されているような計画であったりすると、なるべく駐車場を地上に見えないようにお願いしつつ、なるべく歩道をとってくださいとかですね、そういった個別個別になってしまうという部分は、確かにあるのは現状としてあります。

指定景観保全地区の中でも、景観計画の中でも具体的に、じゃあ歩道部分をどうしようかというような、そういうルールにはなっていないので、なかなか個別対応になってしまっているという点は、将来的な課題なのかなというふうに思います。

【小山委員】　この道、すごい通行量多いんですよね。だから、こちら側とこちら側で、どっちかが待ってないと行けなくて、ガチンコしてることもあったりして。

【石渡委員】　実際にここの通りはですね、クロマツのある景観の通りということで、人もよく歩いてほしいというようなことなんですね。そういう点では、もう少しいろいろなことの配慮があってもいいのかなと。車も通るんですが、人も通ってほしいというような、市でもそう考えているんじゃないかなと思うんですけど。こういう景観のところはね。

【鈴木会長】　これについて言うと、中に駐車場を抱き込んでいます。

【三澤課長】　この計画、そうです。

【鈴木会長】　そうですよね。外に駐車場を出すよりは、中に駐車場を抱き込んでしまうと、向こうが川沿いなので、奥のほうにももっていけない。手前側にももっていけないとなると、どうしても敷地ぎりぎりに建ってしまうという、難しいところですね。

【三澤課長】　ただ、この設計に関しては、すごくよくできていて、要するに道路側からも駐車場が見えない、川沿いからも駐車場が見えない。建物を真ん中にしてくれたことで、立体的な、例えばよくあるのが、立体駐車場の鉄骨が何か思い切り道路から見えちゃっているような事例って結構あると思うんですけど、そうならなかったということがすごく評価できる点なんですけど、逆に言うと、道路側に駐車場があったら、そこは何か開放的に見えるという側面もあるかもしれませんが、なかなかそこは一長一短なのかなというところはあります。

【伊藤委員】　景観の話じゃないんですけど、今、駐輪場の話になったんですけど、セットバックはしてあるんだけど、そこが花壇になってますよね。だから、結局道路のところまでは縁石があって、この17戸のマンションでデリバリーのトラックとか着いたら、どうするのかなんて思って。ここは車が2台が交わせるような幅はないので、だからそういうところの配慮という

のは、どう考えているのかなというのにはちょっと見て思いました。三澤さんが言ったマンションのところにとめちゃうのかなというのには思ったけども。本来だったら、そのマンションのところで責任持つんだらうから、そうすると、ここにとめられたらまず車通れないようになるというのは思います。人も危ないですよ。

【鈴木会長】 多分、手前にとめて処理しているんだとは思いますが。ただ、それは逗子のこの周辺、至るところでその問題は起こっているの、なかなか難しいですね。

【伊藤委員】 ただ、新しく建てて、行政の指導も入っているの、本来だったらその辺も少し考慮してくれてもいいのかなというふうには思いますが。

【鈴木会長】 ほか、いかがでしょうか。その他の3つの物件については、今回はあまり表通りに面した物件ではなかったの、指導の仕方としても非常に難しいところはありましたが、逗子1丁目のところは、かなりもう奥まった、表側に出てないところで、何件目でしたっけ。

【杉山委員】 すみません。ちょっと1点いいですか。ベランダのブルーっぽい不透明なガラスというのは、この景観の指示によるものなんですか。

【兼子主事】 これは目隠しでこういう色味になっています。

【杉山委員】 川側はちゃんと透明なものになっていて。

【兼子主事】 そうです、そうです。目隠しで、ちょっと今、光の感じもあって、こういう色になっています。

【杉山委員】 こちらというか、市側からお願いした結果なんですか。

【三澤課長】 これはたしか近隣からも要望があったと聞いています。目の前が住宅で、かなり近い位置なので。

【杉山委員】 結構配慮がされていて。

【三澤課長】 逆に、そうですね。

【杉山委員】 いいと思いました。きれいだしね。

【三澤課長】 景観配慮要望では、この案件に限らず、必ず集合住宅なんか建つときは、いわゆるベランダに物干しが見えないようにだとか、室外機が見えないようにだとかって、そういう要望は毎回出させていただきます。

【杉山委員】 三澤さんおっしゃったように、結構植栽に関してもまともなのかなって見ていたんですけど。川のほうから見ると、ベランダが透明になっていたよね。その辺は随分考えら

れているなど。ただ、残念だったのは、川側から見ると、べたっとした白い壁が、これ全然この中の話じゃないんですけど、ちょっと何か安普請な感じがしましたね。

【三澤課長】 こちらもある程度トーンは落としたのかな。外壁の色も、ちょっと次の案件もそうなんですけど、外壁の色に関しては、景観形成基準があって、特にそれ、外壁の色については、こういうのを制限事項ということで、かなり厳しい指導ができる一方で、幅広いので、何か思ったより暗く、次の案件も思ったよりちょっと暗いなという印象を与えたり、逆にすごい何か明るいなという印象を与えたりするところがあるので、その辺はちょっと何か今後の見直し事項なのかなというように考えます。結構、最近建ったこのシンボルロード沿いのこれ、今后来年度ぐらいに進行管理しようと思っている商業ビルなんかも、結構白い。でも、結構そういうの、この場でなんですよ、なぜか。事業者さんは。メンテナンスがなかなか大変ですよというお話もさせていただくんですけど、ちょっとくすんできたりするので、余計ちょっと汚く見えてしまうみたいなお話もさせていただくんですが、なかなか、特に外壁の色なんていうのは、施主さんの要望がかなり強いので、なかなかコントロールが難しいなというふうには感じます。

【杉山委員】 住宅公団で使っている色だと、すごく塗料代が安いと聞きましたけどね。

【菅委員】 はやりすたりもあるんですよ。この外壁の色は。今、黒がすごくはやっているんですよ。

【鈴木会長】 これなんかは、ちょっと奥まったところにあって、実際には外側から見えるポイントが少ない中で、じゃあ周辺の街並みの中で少しでも緑を入れほしいということと、実際には何かそれよりも災害時の避難路として両側に抜けられるようにしてほしいとか、そんなことも、要望書の中には書いてないですけども、議論としてはあったように思います。

そのほかの案件について、いかがでしょうか。

【菅委員】 いいですか。これ今、ここに来る前にさっと見てきたんですけども、やっぱり路地の奥の一番奥まったところに、これだけのものが建つというのは、戸数は9戸というふうなことで、外観よりは少ないのかなと思ったんですけども。多分、いわゆるトライアングルゾーンの中に建ったマンションというのは、今まであまりなかったんじゃないかなと思うんですね。特にこれくらいの規模のもの。しかも、路地の中に入ってくるということでいくと、やっぱり災害時の問題だけじゃなくて、例えば周りへの日照とか通風とか、それから日常的な車

の出入りと路地の交通の問題とか、いろいろ波及している問題があるなと思っていて、例えばこれが地主さんは、一応こういうのができるんだというふうに思ってしまったら、あんこの部分にこういった建物がどんどんできてくるというおそれも考えられるかなと。何かそういう面では非常に何か地主が活用しようと思う、自分の土地を活用しようと思っているときの、とてもいい例ができていっているなという印象、こんな奥まったところでもこれだけのものが建つんだというふうなことですよ。少しその辺は僕は景観の問題というよりも、むしろ全体の問題として、やっぱり周り商店街に囲まれた、非常に利便性の高いあんこの部分の住宅地をどうするかというのは、やっぱり考えなければいけないんじゃないかなというふうに思います。ですから、こういうものをこれからも出てくれば、すんなり認めていくのか、それとも何らかやっぱりあそこの中にあんこの部分の住宅地をどういうふうにもちとして誘導していくかということを考えていかないとまずいんじゃないかなという、そういう印象を持ちました。その辺は少し逗子の問題として考えていくべきではないかなというふうに思います。

【鈴木会長】 正直、結構建つなというのは図面を見たときの印象でもあって、この図面上の左側というか、北側は二項道路で、4メートル以下の道路だと。もう1か所が、あそこはもう少し幅員があったんですけど。

【菅委員】 こっち側って道路ですか。道路じゃなくて、誰かの土地じゃないか。地主さんが自分の持っている敷地の中に抜けているだけの話じゃないかなというふうに、ちょっと現地で見ると思ったんですね。左側の写真のところ。

【鈴木会長】 こっちですね。

【菅委員】 何か店舗の裏のバックヤードに抜けていく。

【水沼委員】 そこをってこっち側の道に出て行くということですよ。

【杉山委員】 私はあのアプローチの位置、ついにたどり着けませんでした。(笑)

【鈴木会長】 こういうでも敷地条件のところは、結構ある中で、このボリュームで建つというのは、考えていく必要はあるのかなというふうには思いました。

【杉山委員】 ただ、これはあれですよ。よろしいですか。北側の道路に条件で、この建物が許可されていると考えていいんですよ。とすれば、結構逗子だということのところはほかにも多々あるんじゃないかなと思って見ていたんですけど。ただ、そういうこと、そういう条件で造ったので、植栽がね、全然効果がなくて、そこが残念かなと思いました。

【鈴木会長】 これ、個別には一応法規をちゃんと守って建てられているんですけども、それがどんどん同じように建ち続けたときに、最終的な建ち並びが防災上ちゃんとしたものになるんだとかですね、そういったことも考えながらやっていかなければ。その難しさはあると思いますね。そうなってくると、今度は景観の問題というよりは、もう少し土地利用の規制という言い方になりますけれども、建て方のルール、景観プラスアルファの考え方に基づいて造っていかなければいけない。

【水沼委員】 これは賃貸の共同住宅になるんですか。

【三澤課長】 そうですね。基本的には賃貸の9戸ということなので、逗子としてはそんなに大規模なものだとは捉えてないということです。

【菅委員】 いや、これそのものはいいんですよ。そういう大したものじゃないかもわからないけど、大したものじゃないのが周りに増殖していくでしょうということ。あ、こういうものができるんだ。こんな路地の奥の奥まったところで、二、三軒打ち上げすればできちゃうんだというふうなことになるれば、すごい大きなビジネスチャンスが生まれるわけだから。

【田沼委員】 この場合はあれですよ、至る道路、いわゆる4メートルあればできる規模の開発という理解でいいですよ。

【三澤課長】 そうです。集合住宅の場合、問題になるのは、どちらかという敷地内通路というんですかね、要するに避難路として何戸以上だと例えば4メートルの敷地内通路がなければいけないとか、そっちのほうネックになるケースが多いですね。基本的に4メートル道路があれば建つと。北側…道路斜線だとか。

【田沼委員】 面積に応じて、場合によって6メートル必要だとかって出てくるんですよ。

【三澤課長】 敷地内通路というんですかね。

【田沼委員】 至る道路。

【三澤課長】 道路については、土地利用が基本的には1,000平米以上ですね。開発行為が行われて、戸数で道路が、道路規定があるということは多分ないと思います。

【田沼委員】 戸数という意味じゃなくて、要は面積に応じて必要な至る道路の幅員が決まってくるという理解でいいんですかね。

【三澤課長】 そうですね、はい。

【鈴木会長】 そのほか、いかがでしょうか。いろいろと景観の部分についても御指摘いただ

きましたので、これを今後は進行管理というのは、そういった御意見も反映させながら、将来的には景観計画を見直していくときに、その意見をちゃんと取り入れるという形にできればと思います。

【田沼委員】 すみません。管理手法のところ、景観審議会というのは結局竣工した後の勉強会と進行管理だというような言い方になっていると、何かいまひとつ審議会という意義、何か勉強会と書かれちゃうと、何かじゃあ市民委員のためだけなの、審査会のほうでやっていて、できたものに関して、実際どうだったということに関して、それを次回にフィードバックするためだよということなんでしょうけど、何か勉強会と書かれちゃうと、何か審議会が勉強会なのというのは、ちょっと表現的な言い方がというところでは、何かちょっと解せないなという部分は正直あります。その辺はちょっと。

【三澤課長】 そこは表記を修正させていただきます。

【田沼委員】 申し訳ないですけど。

【鈴木会長】 よろしいでしょうか。それでは、議題の3、今後の景観行政について説明をお願いします。

【兼子主事】 それでは、議題3の今後の景観行政について説明をさせていただきます。資料3を御覧ください。

第1回景観審議会において同様の議題で審議した内容を、こちらの5項目にまとめ、それぞれの対応を考えました。1として、条例手続案件については、進行管理における論点の整理ということで、SDGsやウォークアブルという時代背景を考慮するということでした。このことは、先ほど示した進行管理票における検証を重ねていくということを考えております。

2としまして、住宅地については、敷地細分化の課題が挙げられました。緑環境として、宅地内緑化の手法の問題、街並み景観として外構計画、家並みの調和が問題として挙げられました。これについては、普及啓発活動の展開を考えております。

3番の商業地については、ウォークアブルなまちづくり、屋外広告物の在り方、逗子駅周辺地区による空地の駐車場化、JR東逗子駅前用地活用事業において賑わいの創出が挙げられました。これにおいても進行管理票における検証を重ねることを考えております。

4番の漁港地区につきましては、小坪エリアにおける具体的な施策の検討と、公共空間の活用方針が挙げられました。来年度、海業推進基本計画を策定を予定しています。こちらは経済



観光課が主管課となります。まずはこちらにおいて関わっていくことを考えております。

5番の歴史的景観については、逗子の歴史・文化等の資源を生かした景観形成として、旧脇村邸、郷土資料館も含めた一体的な利活用が挙げられました。来年度、長柄桜山古墳を含めた蘆花記念公園グランドデザインの検討を行う予定でおります。

以上で議題3の説明を終わります。

【鈴木会長】 ここは説明が十分ではないように思うんですけど。例えば、この第1回の問題がこういった御意見が出たということで、進行管理における検証、管理票における検証となると、個別の審査を通して、景観審査のほうで意見を言う。それを見て、またもっとこうすべきじゃないかと、個別の意見を伺うという形だと、何年たっても変わらないということになってしまうような気もするんですね。先ほどのような進行管理に関して、年1回意見を言うときに、次お願いします。これ、別に緑化基準だとか、公開空地の整備であるとか、これをルールに反映させていくというプロセスの話ではないですよ。今ある基準の中で、景観審査は今ある基準の中でいろいろ言っていくわけなので、ウォークアブルの時代だからこうしてくださいという配慮要望というのは、なかなか言いにくいわけですよ。ですので、基準の在り方自体を考えていくというプロセスに乗っていかないと、なかなか難しいのかなと。あるいは、その後のものについてはある程度分かるんですけど、例えば小坪のエリアについては、こういう基本計画が策定されるので、そのときに景観の観点から何か物申す機会があるのかなのか。こちらの5の歴史的景観、これはすごく私は期待しているんですけども、これについて景観の観点から何か景観行政としてどういう形で関わっていけるのか、その辺りをちょっと説明していただかないと、何かこういうのがあります、ありますということだけで、どういう形でその意見が反映されるのかが分かりにくい感じがします。それについてはいかがでしょうか。部分的にでもいいですが。

【三澤課長】 そうですね、進行管理における検証につきましては、今までの案件の検証ですとか、今ある問題点を洗い出して、先ほども出たように、景観計画にフィードバックしていただくということを考えていますので、確かにこれを重点にするという視点も必要かと思いますが、なかなか洗い出しにも時間がかかるというのが現実かなというところはあります。

あと、住宅地についても、これは非常に我々も悩んでいまして、正直。これだという答えがやはりなかなかないという中では、やはり普及啓発を頑張っていますけど、それを進めていく

しかないというのが今の我々の結論とは言いませんけど、状態という言い方ですね。

漁港については、今、来年度、今では海業というのを国の補助金をもらいながら推進していきまして、来年度漁港推進基本計画策定するという話を聞いていますので、まだ中身が全然決まっていなみたいなので、ちょっと景観の要素を入れ込みたいというお話を経済観光が所管なんですけど、お話をさせていただいていますので、どういう形で携われるかも含めて、これから検証というか、考えていきたいというところですね。

歴史的景観、長柄桜山を含めた蘆花記念公園ランドデザインについては、多岐に内容が古墳ですとか公園だとか、旧脇村邸などの歴史的な建物だとかという、多岐にわたっていますけど、まちづくり景観課がコーディネートすることになりましたので、景観というものを強く意識しながら進めていきたいというように考えているという状態ですね。

【鈴木会長】 いかがでしょうか。5番については、審議会でも脇村邸を活用しましょうとか、いろいろと建議をさせていただいたような経緯もありますし、できれば審議会等の場で計画について説明をいただくとか意見を聞くというような機会を設けていただければ、タイミングは調整するのは難しいというものはあるかもしれませんが、ぜひそういうことも検討していただきたいというふうに思います。どうぞ、お願いします。

【田沼委員】 今のお話の中で、2とか3につきましては、やはり景観計画にどうフィードバックさせる、景観計画のある意味の見直しだとか、年度的な部分の中の見直しとかというのを今後どういうスパンで進めていくかとかという中で、その辺を少し言ったほうが、確かに分かりやすいのかなという気はしますよね。

4番に関しましては、この漁港というまず施設ですね、漁港施設というのは、いわゆる港だけじゃなくて、市場だとか、それからそこで加工する加工場なんかも含めて漁港エリアというふうになりますから、そうすると我々が考える小坪エリアというものと、じゃあ漁港を整備するエリアというのは、必ずしも一致しないと思うんですよ。そうすると、まずそのエリアがどういうふうにつくられていくのかという部分の中で、多分これからこういう計画を策定するとなれば、いろんなワークショップやりましょうとか、いろんな話が出てくる中で、大学生とかを、学校の先生とかいらっしゃるので、そういったところをうまく利用しながら、地元の方たちとのコンセンサスを取りつつ、市民、利用者、小坪で考えると、もともとマリーナが2つあって、漁港があつてと、かなり特殊な場所だと思うんですね。海の利用という部分で考えると。

遊漁船というのは、いわゆる漁港の扱いにならないような部分も、レジャー的な施設もあるから、そういったことも含めて、やはり早い段階からそういう部分の中で景観行政として乗り込んでいくというのが大事なのかなという気はしますので、そこはうまく中で調整しつつ、こういう審議会とかの先生、学校のほうの何かうまく引き出す方法というのを模索していただければいいのかなと考えている。それは長柄桜山古墳なんかも同じなのかもしれませんが。というのはちょっと感じました。

【鈴木会長】 ありがとうございます。そのほかに、いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

【小山委員】 5番の歴史的景観について、17日にあった地元対象の説明会に参加してきましたんですけど、結局、4月1日にもう古墳のほうは国の補助金できれいに出来上がる。だけど、この逗子の蘆花記念公園全体を今年度いっぱいかけてやって、来年からということだと、もう1年ぐらいブランクがあるわけで。この審議会でも何度も何度もこの有効活用という話をしてきたのに、それが全然生かされてなかったというか、実際問題として。私は市民委員、今回で最後になるんですけども、ちょっと審議会のある意味というんですか、単なる御意見頂戴だけで、それが実行に結びついてないというか。もう古墳ができるのは分かっていたわけじゃないですか。市長がやれビジターセンターとかいろいろおっしゃっていたけど、じゃあこの1年間の空白のときに、おりてきた人はトイレどうするんだとか、案内所をどうするんだとか、もう明らか分かっていたことなのに、むしろ下のほうの公園のほうが逆に1年ぐらい先にもう整備されていて、そこに、はい、どうぞ、古墳からのお客様って、十分できたと思うんですね。審議会のある意味というのをちょっと考えさせられて、知り合いの方にも、あと市民委員募集があったらどうぞって、胸張って言えないなと思って、ちょっと寂しさを感じて今回最後になります。

【鈴木会長】 これはどういう経緯でこの案が出てきたのか、補足していただけますか。

【三澤課長】 こちらにつきましては、これは蘆花記念公園はですね、御存じのとおり脇村邸、旧郷土資料館、旧野外活動センターが活用されてない状態になっているというのは御存じのとおりなんですけど、長柄桜山古墳第1号墳が整備完了して、4月20日に正式オープンするというお話の中で、ビジターセンター機能だとか、トイレはあるんですけどね、トイレは下に、あるんですけど、そういうのも含めてですね、あと地域住民から津波避難だとか備蓄とか防災機

能の向上の要望が多く最近いただいておりますので、それを機にですね、もう一回考えろというところで、来年度はちょっと1個1個単体で考えるんじゃなくて、全体で考えていこうということを決めまして、来年度市民と意見交換をしながら、全体の逗子市魅力向上に資するものが描けるのであれば、事業化に進めたいという中での検討するに至ったということです。

【鈴木会長】 ちなみに、文化財保護活用計画というのは、逗子市は策定されているんですか。

【三澤課長】 すみません、私は文化財のほうは分からないので、少なくとも古墳は多分そういう位置づけがあるのかもしれないですけど、その他の歴史的建造物とかそういったものに関しての枠組みというのはないんじゃないかなというふうに考えております。

【鈴木会長】 文化財保護法が改正されて、文化財保存活用計画をいろいろなところで作り始めているところがあります。その中には、未指定の文化財も含めて、どういう形で活用していくのかというものを多くの自治体が検討しているので、それであれば、例えばこの蘆花記念公園の中のいくつかの建物なども、そういったものが対象になってくるのかなというふうに思ったんですが、そういったものは今、文化財課で取り組む予定はない。

【三澤課長】 今のところ聞いてはいないです。

【鈴木会長】 それは義務になってはないんですけど。義務ではない。

【水沼委員】 地域計画はね。

【鈴木会長】 そうですね。

【水沼委員】 よろしいですか。

【鈴木会長】 はい、どうぞ。

【水沼委員】 逗子としても、課題としてはすごく捉えていらっしゃるということは、そうなのかなと思うんですけども、やはり建造物があるものというのは、一定のどうそれを活用しようと思えば、一定の予算がどうしてもかかってくる場所なので、それは自治体にとっても重たい、特にコロナもあって、いろいろ税収とかそういう点でもそれぞれの置かれている自治体の様子が違うので、ランドデザインをつくって、ちゃんとそういった資源を生かすことを皆さんがそこに向けて、目を向けること、この長柄桜山の古墳のことって、あまりニュースリリースがよくなくて、私、葉山の文化財の委員もやっているんですけども、やっぱり来てほしいんだけど、来てもらっても本当に何もありませんね。トイレもなければ何もなくて、来てもらうのもどうしたものかねという今、位置づけなので、やっぱり早くこの蘆花公園のほうを

整備して、そういうインフォメーションセンターの役割などもちゃんと担わせていかない限り、せっかくあれだけ整備して、とても行くと眺めもいいし、いい場所なのに、やっぱり宝の持ち腐れになるような気がするんですよ。だから、このグランドデザインの検討というのはとても大事なところなので、どうやってあの一帯を防災の観点も含めて野外活動センター、それから郷土資料館、郷土資料館は相当傷みが激しくなっているので、やっぱりお金もかかる事業になると思うんですが、それをつくって、助成金をどこから引き出すというのを、ぜひ頑張ってやる、一丁目一番地なのかなという気はしますね。ぜひ脇村邸も含めて活用できるように、知恵を絞っていくところかなと思います。何もないですが、すごく大事なプロジェクトになるんじゃないかなと思うので、課を横断して、ぜひやっていただければと思いますね。文化財と景観まちづくりと一緒にあって、観光とか、みんな一緒ですよ、きっとね、これ。みんなでやらないときっとできないところなので。

【鈴木会長】 今回は、でも、このグランドデザインについては、まちづくり景観課で。

【三澤課長】 コーディネートする。

【鈴木会長】 コーディネートするという。ありがとうございます。来年度いっぱいかけてつくるという意味ですか。

【三澤課長】 ワークショップをやりながら、どういう活用が望ましいのかというのをやっていくので、正直言ってかなり難しい取組だと思っています。なので、なかなか大変だと。

【石渡委員】 まちづくりでグランドデザインもするんですか。1つの課で。

【三澤課長】 いやいや、だからあくまでコーディネートということなので、全庁的に、例えば、当たり前ですけど、公園なので緑政課、あとは当然古墳も含めてビジターセンターの機能もありますので、社会教育課は当然入ってくるだろうし、あとはある程度地域住民、防災の観点もありますので、防災安全課、あとは主にやっぱりあそこは子育て団体の方が結構使っていますので、子育て団体の関係であれば子育て支援課だとか、そういう視点もかなり横断的になりますので、それをコーディネートさせていただくということなので、かなり大変な取組になるとは認識しています。

【石渡委員】 えらい大変だと思いますけど、これ、今の5番なんですけど、将来に残していくのかとかね、それから観光のためにやるのかとかね、今いろんなことを防災も含めてね、という、どこを向いてやるんだろうかというのがあってあるんだろうと思うんですよ。蘆花公園なんか

も実際に入り口というのは本当はどこなんですか。脇村邸のほうから来たときには、ちゃんと蘆花公園という門があるんですよね。だから、そういうのというのを分かってやっているのかどうか。そして防災だと、桜山の8丁目ぐらいの人ですか、田越川の辺の人はみんなあの上へ逃げるんですよね。そうすると、そこの上はできたけど、その道はできてないよと。それでは全く用もなさない。そういうことをね、やっぱりランドデザインでは考えてもらいたいというふうには思いますけどね。どこをまず向いているのか。どこのためにやるのか。本当にこれね、脇村邸なんて、小学生や中学生がこの脇村邸を知っているかって。ほとんど知らないと思いますね。それだけ重要なものかということ、まずね、考えたほうがいいんじゃないかと思いますけど。

【田沼委員】 ちょっと多少関連しているかもしれないですけど。僕もちょっと認識不足なんですけど、郷土資料館の建物そのものというのは、特に価値というのはないんですよね。

【三澤課長】 それはちょっと申し上げにくいんですけど、そこは。

【田沼委員】 というか、中にあるものがどうこうということじゃなくて、あの建物自体は、いわゆる昭和の初期のコンクリの建物なんですよ。僕が違っているのか、認識が違っているのかな。

【水沼委員】 野外活動センターですね。郷土資料館の上にあるほうは、やはり木造の、あれは価値があると思います。

【田沼委員】 そうすると、今言った野外活動センターのほうも含めて考えれば、やっぱり多分あそこに避難、高台的な一時避難的なものをつくるとか、今言ったランドデザイン的な話が出てくるのかなと思うんですけども。正直、あそこの蘆花公園そのものの全体のイメージというのは、正直分かりにくいというのがあるとは思いますがね。

【鈴木会長】 蘆花公園自体、蘆花記念公園自体の計画ってあるんですか。もともとの整備計画みたいな。

【三澤課長】 蘆花記念公園自体は都市計画決定されている公園も一部含まれていますので、計画というか、当時つくった計画は、それどおりになっているかどうかは別問題ですけど、あるとは思いますが。ただ、おっしゃられたとおり、いわゆる道だとかハイキングコースだとかというのは、やっぱり一部閉鎖され…自然になくなっちゃっているような状況もありますので、そういったところも、じゃあどう通らせるんだということも含めてのランドデザインだと

思っています。

【杉山委員】 何かちょっとお話伺っていると、この部門は私たちはこれだけ、私たちはこれだけ、私たちはこれだけで、全体を通じて、こっちの方向というグランドデザインそのものを一体誰がね、策定するのかというのが何か一番の問題なのかなと思いますね。

【鈴木会長】 でも、複数の分野にまたがるからこそ、計画が必要だということ。

【杉山委員】 いや、だから全体の方向がね、どういうふうに持っていくんだという、それで各部門がいろいろ協調し合ってやればいいとは思いますが、現実には各部門の固有の範囲のただ並列的な積み重ねだけというような気がしますけどね。

【鈴木会長】 今回のこれ、やろうということになった経緯では、市長さんもやろうと。

【三澤課長】 いや、もうだからもちろん景観審議会でも執行委任をいただいていますので、もうこれ以上放置はできないという決断のもとにやるということですから、この場でもこれだけの御意見が出るんですから、かなり難しいということですね。ただ、やらざるを得ない。やらざるを得ないというか、今やるしかない。

【鈴木会長】 そうですね。そのほか、いかがでしょうか。

【小山委員】 市外の方からすると、旧郷土資料館の建物というのは、市長は材木屋としては価値はないとおっしゃっていたけど、徳川家が、宗家が別荘として使ったという、そういうストーリーのある建物であり、私はあそこで職員として働いていたことがあるので、物置と化している別棟というのが、実は17代、東北帝大の時に亡くなった17代の寝所として建てられたものであったと。それは女性と一緒に起居を共にしないためにわざわざ建てられたものであったとか、一本丸太があったり、流木の欄間があったりとか、そういう一つ一つのストーリーのある建物だということで、別に郷土資料館として使わなくても、建物ですごく眺めがいいのは本当だけれど、それだけじゃなくて、徳川宗家が使っていたという、そういうストーリーがあるというところに、みんなロマンを感じる。一つの観光資源としては語弊があるかもしれませんが、横浜市の友人は上からおりてきて閉まっていた残念だったわって。例えば郷土資料館の看板の題字は108歳か109歳まで生きた藤原楚水先生の物で、この間行ったら、もう本当に薄くなって、消える間近みたいになっていて、何とか保存できないかなとか思うんですけど。そういう一つ一つのもの、大切にしてほしいなど。スクラップ・アンド・ビルドではなくて、伝えていくべきものの一つなんじゃないかなというふうには思います。

【鈴木会長】 歴史的な価値がないと私は思わないですし、十分ある建物だというふうに理解しています。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、いくつかやはりどういう形で反映させていくのか、皆さんからいただいた御意見を、来年度以降どうやって反映させるかということについては、まだまだ分からないところ、決まってない部分はあるとは思いますが、審議会でいただいた御意見、これをしっかり反映させるようお願いしたいというふうに思います。議題3についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

【小山委員】 3と4については、今日は言及されないんですね。

【鈴木会長】 進行管理の3と4ですね。御意見があれば。

【小山委員】 いえ、別に。

【鈴木会長】 かなり奥まったところなので、要望を出す側にしても、少し、むしろ防災面での意見を出したり、そういった形であった記憶があります。

よろしいでしょうか。特になければ、審議事項は終了となります。この後のことも含めて、事務局のほうから御説明をお願いします。

【三澤課長】 ありがとうございます。進行管理の完成物件については、いろいろちょっとしたタイミングで見てもらったら、現場を見ていただくのかとかも含めて、ちょっともう一度精査して、あとこの書式が使いやすいのと、もう少しバージョンアップできれば、いろいろちょっとやりとりさせていただきながら、いい方向に進めたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

景観審議会の任期ですが、一応今年6月12日までになっておりますので、一応このメンバーで開催される審議会は本日が最後かなというふうに思っていますので、このメンバーでやってきたのは4年間ですかね。4年間、長きにわたり市の景観行政に御意見いただきまして、本当にありがとうございました。また市民委員の皆様は、ぜひ景観サポーターに登録していただければと思いますので、後日メールで御連絡させていただきたいと思います。今後も景観にちょっと育てていっていただければというふうに考えています。

これからは、旧本多邸の現場見学になりますので、現地まで徒歩で向かいます。この審議会としては終了になりますので、全てお荷物を御持参いただき、正面玄関の外で御集合いただけ



ればと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。